

《福岡県外国人技能実習生受入組合連絡協議会》 情報通信 第224号-続報⑤

今回のテーマ「技能実習制度にかわる新たな制度」について-続報⑤

情報通信第224号の続報です。福岡県外国人受入対策協議会（6/27開催）のJITCO作成資料「技能実習制度の改正に向けて」から経過措置に関するスライドを共有します。なお、下記はR6年改正入管法の育成就労法に基づき作成されています。法施行までには約3年間の準備期間が設けられており、運用に関わる多くは、政令や主務省令告示などが示されます。パブコメも実施されるものと思われます。

育成就労制度に係る施行日及び技能実習に関する経過措置

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案（改正法）

事項	条項	条文	事例
施行日	改正法 附則第1条	この法律は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第1条中出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第2条の3の改正規定、入管法第2条の4の改正規定及び入管法第69条の2第1項ただし書の改正規定並びに次条から附則第5条まで並びに附則第15条及び第23条の規定は、公布の日から施行する。	-
施行前申請	改正法 附則第5条第1項	育成就労法第8条第1項又は第8条の6第1項の認定を受けようとする者は、施行日前においても、育成就労法第8条又は第8条の6の規定の例により、その申請をすることができる。	-
技能実習に関する経過措置	改正法 附則第9条第1項	施行日前に技能実習法第8条第1項の認定を受けた技能実習計画に基づきこの法律の施行の際現に行っている技能実習については、なお従前の例による。	①
	改正法 附則第9条第2項	施行日前にされた技能実習法第8条第1項の認定の申請（当該申請に係る技能実習計画に基づく技能実習の期間の始期が施行日から起算して3月を経過する日までのものに限る。）に係る認定及び当該認定を受けた技能実習計画に基づき行う技能実習については、なお従前の例による。	②
	改正法 附則第9条第3項	前2項の規定によりなお従前の例によることとされた技能実習を修了した者（次に掲げる者に限る。）に技能実習を行わせようとする者からされた技能実習法第8条第1項の認定の申請に係る認定及び当該認定を受けた技能実習計画に基づき行う技能実習については、なお従前の例による。	
	" 1号	技能実習法第2条第2項第1号に規定する第1号企業単独型技能実習又は同条第4項第1号に規定する第1号団体監理型技能実習を修了した者	③
" 2号	技能実習法第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習を修了した者であって、引き続き技能実習を行わせることが適当である者として主務省令で定めるもの	④	

育成就労制度に係る施行日及び技能実習に関する経過措置

